

## 保険法の現代化に関する検討事項（４）

### 第４ 損害保険契約に固有の事項

#### １ 損害保険契約に共通の事項

##### (8) 保険金の支払時期

保険金の支払時期について、次のような規律を設けることで、どうか。

保険者は、被保険者から保険金の支払の請求があったときは、直ちに、保険金を支払わなければならないものとする。

に規定する場合において、〔一定の調査をする必要があるとき〕は、保険者は、の規定にかかわらず、その必要な調査が終了した後、直ちに、保険金を支払わなければならないものとする。

（参考・現行条文）

商法に規定なし

（補足） 保険金の支払時期については、商法に明文の規定はなく、解釈論や約款の定め（一般に、損害保険会社の実務では、「当社は、保険契約者または被保険者が所定の手続をした日からその日を含めて30日以内に、保険金を支払います。ただし、当社が、この期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。」と定められることが多い。これに対し、生命保険会社の実務では、「保険金または生存給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、その請求に必要な書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社で支払います。」と、共済団体の実務では、「組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到着した日以後1か月以内に共済金を支払います。ただし、事実の確認および調査のため特に日時を要する場合を除きます。」と定められることが多い。）にゆだねられているが、本文は、これを明文で定めることを提案するものである。

（注）1 本文の〔一定の調査をする必要があるとき〕として、損害保険契約においては、保険事故及び損害の有無、免責事由の存否、支払うべき保険金の額、告知義務違反による保険契約の解除等の当否等の調査が客観的に必要となるときがこれに当たると考えられるが、どうか。

2 本文の規定の性質（任意規定か強行規定か）について、どのように考えるか。

##### (9) 残存物代位（保険の目的物の代位）

残存物代位に関する規律については、次のとおりとすることで、どうか。  
損害保険契約の目的物〔の全部が滅失し〕〔について保険者がてん補することを約した損害の全部が生じ〕た場合において、保険者が被保険者に対しててん補すべき損害の額の全部を支払ったときは、保険者は、当該目的物について被保険者が有する権利を当然に取得するものとする。ただし、一部保険（5）イ参照）の場合においては、保険者が取得すべき権利は、保険金額の保険価額に対する割合によって定まるものとする。

（参考・現行条文）

商法第661条 保険ノ目的ノ全部力滅失シタル場合ニ於テ保険者力保険金額ノ全部ヲ支払ヒタルトキハ被保険者力其目的ニ付キ有セル権利ヲ取得ス但保険価額ノ一部ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テハ保険者ノ権利ハ保険金額ノ保険価額ニ対スル割合ニ依リテ之ヲ定ム

（補足） 本文は、商法第661条の規律を基本的に維持しようというものであるが、残存物代位の生ずる場合を「目的ノ全部力滅失シタル場合」とする現行法の規律が狭いとも考えられることから、本文では2つの案を〔 〕で併記することとしている。

- （注）1 残存物代位の規律の在り方に関し、経済的価値のない残存物を代位の対象から除くことについて、どのように考えるか。  
2 本文の規定の性質（任意規定か強行規定か）について、どのように考えるか。

#### (10) 請求権代位（第三者に対する権利の代位）

請求権代位に関する規律については、次のとおりとすることで、どうか。  
保険事故による損害が生じたことにより被保険者が第三者に対して権利を取得した場合において、保険者が被保険者に対しててん補すべき損害の額を支払ったときは、保険者は、その支払った金額の限度において、そのてん補された損害について被保険者が第三者に対して有する権利を当然に取得するものとする。

被保険者が第三者に対して有する権利の額が被保険者の損害額を下回る場合には、一部保険（5）イ参照）の保険者は、被保険者の権利を害しない範囲において、 に規定する権利を当然に取得するものとする。

保険者が 又は の規定により被保険者の権利の一部を取得した場合には、保険者は、被保険者の権利を害しない範囲において、その権利を行使することができるものとする。

（参考・現行条文）

商法第662条 損害カ第三者ノ行為ニ因リテ生シタル場合ニ於テ保険者カ被保険者ニ対シ其負担額ヲ支払ヒタルトキハ其支払ヒタル金額ノ限度ニ於テ保険契約者又ハ被保険者カ第三者ニ対シテ有セル権利ヲ取得ス  
保険者カ被保険者ニ対シ其負担額ノ一部ヲ支払ヒタルトキハ保険契約者又ハ被保険者ノ権利ヲ害セサル範囲内ニ於テノミ前項ニ定メタル権利ヲ行フコトヲ得

(補足) 本文 及び は、商法第662条の規律を基本的に維持しようというものであるが、 において、いわゆる対応原則(代位の対象となる権利は、保険契約による損害のてん補の対象と対応する損害についての権利に限られるとする原則をいう。)を明確にするとともに、保険契約者が第三者に対して有する権利については従来から立法論的な批判がされていることを考慮して代位の対象としないこととしている。

本文 は、現行法上は解釈論にゆだねられている問題について、学説上の有力な見解であり、かつ、請求権代位の趣旨に最も沿うものと考えられるいわゆる差額説(被保険者が損害の全部を回収し、それでもなお残る第三者に対する権利の部分だけが代位により保険者に移転するとの考え方)を採用して立法による解決を図ろうというものである。

(注) 1 本文 は商法第662条第2項を現代語化したものであるが、その具体的な法的効果について、どのように考えるか。

2 本文の規定の性質(任意規定か強行規定か)について、どのように考えるか。

#### (11) 保険の目的物の譲渡

被保険者が損害保険契約の目的物を譲渡した場合に関する商法第650条の規律を削除するものとするので、どうか。

(参考・現行条文)

商法第650条 被保険者カ保険ノ目的ヲ譲渡シタルトキハ同時ニ保険契約ニ因リテ生シタル権利ヲ譲渡シタルモノト推定ス  
前項ノ場合ニ於テ保険ノ目的ノ譲渡カ著シク危険ヲ変更又ハ増加シタルトキハ保険契約ハ其効力ヲ失フ

(補足) 商法第650条第1項は、被保険者が目的物を譲渡したときは同時に損害保険契約によって生じた権利も譲渡したものと推定する旨を規定し、同条第2項は、目的物の譲渡により著しく危険が変更し、又は増加したときは契約は失効する旨を規定しているが、( )陸上保険においては目的物の譲渡とともに損害保険契約上の権利が譲渡されることは実際にはほとんどなく、かつ、約款で契約の承継には保険者の承認を必要とする旨を定めるのが通例であるといわれて

いること、( )同条第2項は単なる注意的な規定にすぎない(商法第656条参照)といわれていること等にかんがみ、本文では、商法第650条の規律を削除することを提案するものである。

## (12) 重大事由による解除(特別解約権)

いわゆる重大事由による解除に関する規律については、次のような明文の規定を設けることで、どうか。

保険者は、次に掲げる場合には、損害保険契約の解除をすることができるものとする。

(ア) 保険契約者又は被保険者が故意によって損害を生じさせた場合

(イ) 被保険者が当該保険者に対する当該契約に基づく保険金の請求について詐欺を行った場合

(ウ) その他の当該契約に関して当該保険者との信頼関係を損ない、当該契約の存続を著しく困難ならしめる事由がある場合

の規定により保険契約の解除をした場合においては、保険者は、に掲げる事由があった後解除までの間に発生した保険事故によって生じた損害をてん補する責任を負わないものとする。

(参考・現行条文)

商法に規定なし

(補足) 学説上、保険契約者等が故意免責に当たる行為をしたり、保険金の請求について詐欺を行ったりした場合等について、保険者は、当事者間の信頼関係が破壊されたこと等を理由として、保険契約の解除をできるとされており(いわゆる特別解約権の理論)、これを承認する下級審裁判例もある。本文では、その要件及び効果を明確化するため、明文においてこれを定めることとしている。

(注) 1 解除事由が生じた後保険者が契約の解除をするまでの間の保険料の取扱いについて、どのように考えるか。

2 本文の規定の性質(任意規定か強行規定か)について、どのように考えるか。

## 2 各損害保険契約に固有の事項

### (1) 火災保険契約

#### ア 火災による損害のてん補

火災保険契約(火災によって生じた損害をてん補する損害保険契約をいう。以下同じ。)について、火災によって生じた損害はその火災の原因を問わず保険者がこれをてん補する責任を負う旨を定める商法第665条

の規律については、明文の規定を設けないものとするので、どうか。

(参考・現行条文)

商法第665条 火災ニ因リテ生シタル損害ハ其火災ノ原因如何ヲ問ハス  
保険者之ヲ填補スル責ニ任ス但第六百四十条及ヒ第六百四十一条ノ場合  
ハ此限ニ在ラス

(補足) 商法第665条本文は、いわゆる危険普遍の原則を明文化したものであり、同条ただし書は、危険普遍の原則を同条本文に規定した関係で、念のため確認的に規定したものとされている。本文は、これらの規律が契約の内容から自明の理といわれていることから、殊更にこのような規律は設けないものとすることを提案するものである。

## イ 保険証券の記載事項

火災保険契約における保険証券(証書)の記載事項に関する商法第668条の規律について、どのように考えるか。

(参考・現行条文)

商法第668条 火災保険証券ニハ第六百四十九条第二項ニ掲ケタル事項  
ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス  
一 保険ニ付シタル建物ノ所在、構造及ヒ用方  
二 動産ヲ保険ニ付シタルトキハ之ヲ納ルル建物ノ所在、構造及ヒ用方

(補足) 商法第668条は、同法第649条第2項に定める損害保険契約における保険証券(証書)の一般的記載事項に加えて、火災保険契約における保険証券(証書)の特別な記載事項を法定するものであるが、本文は、このような規律(規定)の要否について問うものである。

## ウ 消防・避難による損害のてん補

火災保険契約においては、消防又は避難のために必要な処分によって契約の目的物に損害が生じたときは、保険者は、その損害をてん補する責任を負うものとするので、どうか。

(参考・現行条文)

商法第666条 消防又ハ避難ニ必要ナル処分ニ因リ保険ノ目的ニ付キ生  
シタル損害ハ保険者之ヲ填補スル責ニ任ス

(補足) 本文は、商法第666条の規律を維持しようというものである。

(注)1 商法第666条の適用範囲に関し、契約の目的物自体に火災が発生した場合だけでなく、火災発生のおそれ(延焼のおそれ)がある場合も含まれるかどうか

か(含めるべきかどうか)について,どのように考えるか。

(参考)

旧商法(明治23年法律第32号)

第665条 火災カ被保険者ノ方ニ起リタルト近傍ニ起リタルトヲ問ハス消防若クハ救済ノ処分又ハ窃盜其他類似ノ事由ニ因リテ被保険者ニ加ヘタル損害モ火災損害ト看做ス

2 本文の規定の性質(任意規定か強行規定か)について,どのように考えるか。

## (2) 運送保険契約

運送保険契約(陸上運送の目的である運送品について,その運送に関する事故によって生じた損害をてん補する損害保険契約をいう。)については,保険期間に関する商法第669条,保険価額に関する同法第670条,保険証券(証書)の記載事項に関する同法671条及び運送の中止等に関する同法第672条の各規律を削除し,特別な規定を設けないものとするかどうか。

(参考・現行条文)

商法第669条 保険者ハ特約ナキトキハ運送人カ運送品ヲ受取りタル時ヨリ之ヲ荷受人ニ引渡ス時マテニ生スルコトアルヘキ損害ヲ填補スル責ニ任ス

第670条 運送品ノ保険ニ付テハ発送ノ地及ヒ時ニ於ケル其価額及ヒ到達地マテノ運送賃其他ノ費用ヲ以テ保険価額トス  
運送品ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益ハ特約アルトキニ限り之ヲ保険価額中ニ算入ス

第671条 運送保険証券ニハ第六百四十九条第二項ニ掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 運送ノ道筋及ヒ方法
- 二 運送人ノ氏名又ハ商号
- 三 運送品ノ受取及ヒ引渡ノ場所
- 四 運送期間ノ定アルトキハ其期間

第672条 保険契約ハ特約アルニ非サレハ運送上ノ必要ニ因リ一時運送ヲ中止シ又ハ運送ノ道筋若クハ方法ヲ変更シタルトキト雖モ其効力ヲ失ハス

(補足) 本文は,運送保険契約においては保険契約者が企業であることが通例であるといわれていること,現代においては責任保険契約が運送保険契約の代替として広く利用されていること等にかんがみ,運送保険契約に関する固有の規定は殊更に設けることはしないものとするを提案するものである。

## (3) 責任保険契約

責任保険契約（被保険者が損害賠償の責任を負うことによって生じた損害をてん補する損害保険契約をいう。）において，被害者（被保険者が損害賠償の責任を負う相手方である第三者をいう。）は，保険者に対し，保険金額の限度において，損害賠償額の支払をすべきことを請求することができるものとする旨の規定を設けることについて，どのように考えるか。

（参考・現行条文）

商法第667条 賃借人其他他人ノ物ヲ保管スル者カ其支払フコトアルヘキ損害賠償ノ為メ其物ヲ保険ニ付シタルトキハ所有者ハ保険者ニ対シテ直接ニ其損害ノ填補ヲ請求スルコトヲ

（補足） 本文の考え方は，責任保険契約が一定の被害者保護的機能を有することを重視し，被害者が保険者に対して保険給付を直接請求することができる権利（いわゆる直接請求権）を一般的に法定すべきであるというものであり，フランス保険法典等において採用されている立場である。本文は，このような考え方の当否，仮に採用すべきと考える場合の適用範囲等を問うものであるが，これらを考えるに当たっては，以下のような点について検討する必要があると考えられるが，どのように考えるべきか。また，ほかに検討すべき問題点は，ないか。

- （ ） 紛争の当事者の変容（被害者と加害者という直接の当事者間での謝罪等を含めた話し合いによる解決から被害者と保険者という間接の当事者間での金銭賠償のみによる解決への変容）が生じ，ひいては社会全体の紛争解決コストの上昇や社会モラルの低下が生じることにはならないか。
- （ ） 紛争の本来の当事者でない保険者が直接の債務者となるため，責任の有無やその割合の判断，損害額の算定に支障を来し，適正な紛争解決が困難となったり，保険者においてこれに対応するために体制を整える等の費用が増大し，ひいては保険料の上昇につながって，責任保険契約の加入率の低下等を招いたりするおそれはないか。
- （ ） 一般に，直接請求権を法定する場合は，それが契約当事者以外の第三者に対する法律による権利の付与となることから，当該規定が任意規定か強行規定かは問題とならないとの指摘がされることがあるが，自動車損害賠償保障法第16条の直接請求権のようにいわゆる強制保険において定められるものであればともかく，私人間の全くの任意の合意により成立する責任保険契約において直接請求権を設けないという当事者の意思を殊更に排除すべき必要性・合理性は認められるか（一般に，直接請求権は保険者による債務引受けと説明されている。）

（参考）

自動車損害賠償保障法（昭和37年法律第97号）

（保険会社に対する損害賠償額の請求）

第16条 第三条の規定による所有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、

政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる。

- 2 被保険者が被害者に損害の賠償をした場合において、保険会社が被保険者に対してその損害をてん補したときは、保険会社は、そのてん補した金額の限度において、被害者に対する前項の支払の義務を免かれる。
- 3 第一項の規定により保険会社が被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、保険契約者又は被保険者の悪意によつて損害が生じた場合を除き、保険会社が、責任保険の契約に基づき被保険者に対して損害をてん補したものとみなす。
- 4 保険会社は、保険契約者又は被保険者の悪意によつて損害が生じた場合において、第一項の規定により被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、その支払った金額について、政府に対して補償を求めることができる。

(注) いわゆる直接請求権を法定するという本文の方策のほか、責任保険契約の被害者保護的機能に資するため、被害者は、被保険者に対する損害賠償請求権に関し、責任保険契約の保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利(特別の先取特権)を有するものとすべきとする方策(原子力損害の賠償に関する法律第9条参照)があるが、被害者に債権者平等の原則の例外となる優先権を与えることの当否や実務上の円滑な実現可能性等について、どのように考えるか。

(参考)

原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)

第9条 被害者は、損害賠償請求権に関し、責任保険契約の保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

- 2 被保険者は、被害者に対する損害賠償額について、自己が支払った限度又は被害者の承諾があつた限度においてのみ、保険者に対して保険金の支払を請求することができる。
- 3 責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、被害者が損害賠償請求権に関し差し押える場合は、この限りでない。

(「(3) 責任保険契約」関係後注)

- 1 責任保険契約に関し、いわゆる防御給付(被保険者に対して第三者からされる損害賠償請求について、被保険者のためにその防御を支援するための保険給付)を保険者の責任の内容として法定すべきであるとの考え方があるが、どうか。
- 2 責任保険契約に関し、その他に検討すべき規律として、どのようなものが考えられるか。

(4) 再保険契約

再保険契約に関する規律については、特別な規定は設けないものとするとして、どうか。

(参考・現行条文)

商法に特別な規定なし

(補足) 再保険契約とは、保険者が保険の引受けに基づいて保険給付をしたことにより被る損害をてん補するために更に締結される損害保険契約をいう。再保険契約は、いわゆる企業保険の分野に属する損害保険契約であり、個々の契約内容については当事者の約定にゆだねるのが妥当であると考えられることから、本文では、再保険契約に関する特別な規定を設けないものとするを提案している。

(5) その他

その他、損害保険契約に固有の問題として検討すべきものがあるか。

保険法部会資料 5 別紙 ( 1 (10) 請求権代位関連 )

1 本文 (一部保険において被保険者が第三者に対して有する権利の額が損害額を下回る場合の規律) の問題点に関する各見解

絶対説：商法第 6 6 2 条第 1 項がそのまま適用されるとの考え方

比例説：第三者に対する権利のうち、保険金額の保険価額に対する割合部分のみが保険者に移転するとの考え方 ( 最判昭 62・5・29 民集 41・4・723 )

差額説：被保険者が損害の全部を回収し、それでもなお残る第三者に対する権利の部分だけが代位により保険者に移転するとの考え方

2 各見解による被保険者の回収額及び保険者の代位額の具体的帰結

【設例】 被保険者 A が保険者 B との間で保険価額 100 万円の自動車について保険金額 50 万円の車両保険契約を締結していたところ、第三者 C の運転する車に衝突されて 100 万円の損害が発生したが、過失相殺により A の C に対する損害賠償請求権は 80 万円しかない。

	被保険者 A が先に保険者 B から保険金支払を受けた場合				被保険者 A が先に第三者 C から損害賠償を受けた場合			
	A の回収可能額			B の代位額	A の回収可能額			B の代位額
	B の保険金	C の賠償金	合計		C の賠償金	B の保険金	合計	
絶対説	50 万円	30 万円	80 万円	50 万円	80 万円	0	80 万円	0
比例説	50 万円	40 万円	90 万円	40 万円	80 万円	10 万円	90 万円	0
差額説	50 万円	50 万円	100 万円	30 万円	80 万円	20 万円	100 万円	0